

淡路地区 アウトドア・ベースエリアPark-PFI 事業 公募設置等指針に関する質問及び回答

※質問書受付期間は、令和7年5月23日(金)～令和7年11月28日(金)です。

No.	質問月日	質問	回答	備考
1	2025/6/23	<p>【指針P7、別図2建物の高さ制限について】 別図2のピンク以外のエリアは何mまでなら立ててよいのでしょうか。ピンクのエリアは建築物の高さを6m未満にすべき箇所、かと思うのですが、他エリアはどのような制限がありますでしょうか。 資料上、建物の高さは地盤高さ6mかつ海拔高さ18m以下に設定すると読み取れますが、具体的にどこなら6mを立ててよいのか、3mじゃなくてはだめなのか、など図示していただけますと幸いです。</p>	<p>○建築物・工作物の高さを示す別図2について、エリアを分けて、基本的な考え方をお示します。(ピンク色の着色部は後述する詳細な設定に関する情報であり、基本的な高さ制限は、赤枠の内外でお考え下さい。) ・対象地1については、赤枠内は地盤から3mを超えないものとし、赤枠外は地盤から6mを超えないものとしています。 ・対象地2については、すべて赤枠内であり、地盤から3mを超えないものとしています。</p> <p>○なお、公募指針P7の通り、対象地1に限っては、地盤からの高さ6mかつ海拔からの高さが18mを超えないという考え方に基づいた設定を行っています。このため、公募設置等予定者の決定後、対象地1の赤枠内であっても、ピンク色の着色部以外の部分に設置する建築物、工作物に関しては、地盤からの高さ6mかつ海拔からの高さが18mを超えない範囲で、地盤からの高さが3mを超える協議に応じることは出来ますので、協議する意向がある場合には、その旨、提案時に記載願います。</p>	
2	2025/6/23	<p>【指針P7、別図2建物の高さ制限について】 また、別図2の等高線の数字がつぶれていて読み取れないため、数字が潰れていない資料を頂けますと幸いです。</p>	<p>○等高線・標高が開示資料別添9にございますので、資料請求の上、そちらをご確認ください。</p>	
3	2025/7/14	<p>【別図2 別添9について】 建築高さ制限を示す別図2のdwg(別図2のPDFと同様、赤枠・色分けされているdwg)があればご支給いただけないか。→建物の高さを設計するにあたり必要な図面なのですが白図(別添9_海岸ゾーン南部測量図)しかないの、どこが赤枠内、どこが色分けされているエリアなのかが白図(別添9_海岸ゾーン南部測量図)と別図2のPDFを照らし合わせて「このくらいの位置かな」とあたるしかなく、正確な位置がわからない状況です。もしdwgがあればそれをもとに設計させていただきますたく存じます。</p>	<p>ご質問を踏まえ、別添9の平面図に着色したCAD(dwg)データの配布を行います。なお、別添9については、平面図以外についてもPDF及びCAD(dwg)データの両方を配布致します。</p>	